

鹿 児 島 県 公 報

令和 4 年 3 月 29 日 (火) 第 298 号 の 9



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

教 育 委 員 会 規 則

- 鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 の 行 政 組 織 等 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※) (総務福利課取扱い) 1
- 学 校 職 員 の 休 暇 の 取 扱 い に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※) (教職員課取扱い) 2
- 鹿 児 島 県 立 高 等 学 校 学 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※) (高校教育課取扱い) 2

教 育 委 員 会 訓 令

- 鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 非 常 勤 職 員 の 勤 務 時 間 , 休 暇 等 に 関 す る 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令 (※) (総務福利課取扱い) 2

教 育 委 員 会 告 示

- 会 計 年 度 任 用 職 員 の 報 酬 に つ い て 任 命 権 者 が 別 に 定 め る 各 給 料 表 の 適 用 範 囲 等 の 一 部 改 正 (※) (総務福利課取扱い) 2

教 育 委 員 会 教 育 長 訓 令

- 鹿 児 島 県 教 育 庁 等 事 務 決 裁 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令 (※) (総務福利課取扱い) 3

教 育 委 員 会 規 則

鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 の 行 政 組 織 等 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る。
令 和 4 年 3 月 29 日

鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 教 育 長 東 條 広 光

鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 規 則 第 2 号

鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 の 行 政 組 織 等 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則
鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 の 行 政 組 織 等 に 関 す る 規 則 (昭 和 36 年 鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 規 則 第 6 号)
の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る。

第 25 条 第 1 項 の 表 義 務 教 育 課 の 項 中 「 企 画 生 徒 指 導 係 」 を 「 企 画 調 査 係 」 に 改 め , 同 条 の 次
に 次 の 1 条 を 加 え る。

(班 の 設 置)

第 25 条 の 2 前 条 に 定 め る も の の ほ か , 課 等 に 班 を 置 く こ と が あ る。

第 29 条 第 1 項 に 次 の 2 号 を 加 え る。

(16) 県 立 特 別 支 援 学 校 に お け る I C T の 活 用 の た め の 環 境 の 整 備 に 関 す る こ と。

(17) 義 務 教 育 に お け る I C T 活 用 の 推 進 に 関 す る こ と。

第 30 条 第 1 項 に 次 の 2 号 を 加 え る。

(22) 高 校 等 に お け る I C T の 活 用 の た め の 環 境 の 整 備 に 関 す る こ と。

(23) 高 校 教 育 に お け る I C T 活 用 の 推 進 に 関 す る こ と。

第 39 条 第 2 項 の 表 生 徒 指 導 監 の 項 の 次 に 次 の よ う に 加 え る。

学 校 教 育 I C T 推 進 監	必 要 な 本 庁 の 課	義 務 教 育 及 び 高 校 教 育 に お け る I C T 活 用 の 推 進 に 関 す る 事 務 の 総 括
---------------------	---------------	---

附 則

こ の 規 則 は , 令 和 4 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る。

学校職員の休暇の取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 29 日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

鹿児島県教育委員会規則第 3 号

学校職員の休暇の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

学校職員の休暇の取扱いに関する規則（昭和31年鹿児島県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第27号中「9月」を「10月」に改める。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

鹿児島県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 29 日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

鹿児島県教育委員会規則第 4 号

鹿児島県立高等学校学則の一部を改正する規則

鹿児島県立高等学校学則（昭和27年鹿児島県教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 鹿児島県立鹿屋農業高等学校の項中「，畜産動物学科」及び「，緑地工学科，生物工学科，生活科」を削る。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

教育委員会訓令

鹿児島県教育委員会訓令第 1 号

鹿児島県教育委員会非常勤職員の勤務時間，休暇等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 4 年 3 月 29 日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

鹿児島県教育委員会非常勤職員の勤務時間，休暇等に関する規程の一部を改正する訓令

鹿児島県教育委員会非常勤職員の勤務時間，休暇等に関する規程（令和 2 年鹿児島県教育委員会訓令第 6 号）の一部を次のように改正する。

第24条第 1 項第 8 号中「9月」を「10月」に，「4日」を「5日」に改め，同条第 2 項第 4 号中「，引き続き在職した期間が 1 年以上であり，かつ」を削り，同項第 5 号中「であり，かつ」を「であって」に改め，「であって，引き続き在職した期間が 1 年以上であるもの」を削る。

附 則

この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

教育委員会告示

鹿児島県教育委員会告示第 4 号

令和 2 年 3 月 31 日鹿児島県教育委員会告示第 2 号（会計年度任用職員の報酬について任命権者が別に定める各給料表の適用範囲等）の一部を次のように改正し，令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

令和 4 年 3 月 29 日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

1 のアの表教育委員会の部図書館活動支援員の項の次に次のように加える。

教員業務支援員	1 級	1 号給
---------	-----	------

教育委員会教育長訓令

鹿児島県教育委員会教育長訓令第 1 号

鹿児島県教育庁等事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 4 年 3 月 29 日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

鹿児島県教育庁等事務決裁規程の一部を改正する訓令

鹿児島県教育庁等事務決裁規程（昭和49年鹿児島県教育委員会教育長訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

第11条の表本庁の部課長（室を置く課を除く。）の項第 1 位代決者の欄中「及び生徒指導監」を「，生徒指導監及び学校教育 I C T 推進監」に改める。

別表第 2 総務福利課の部中12の項を削り，13の項を12の項とし，14の項から32の項までを 1 項ずつ繰り上げ，同表義務教育課の部 5 の項の次に次の 1 項を加える。

<p>6 教育 の情 報 化 の 推 進 に 関 する 事 務</p>	<p>(1) 県立特別支援学校の教育の情報化に必要なシステムの開発方針を決定すること。</p>		<p>(1) 県立特別支援学校，市町村立小中学校及び義務教育学校の教育の情報化に関する総合調整に関すること。</p>	<p>(1) 県立特別支援学校，市町村立小中学校及び義務教育学校の教育の情報化に関する関係機関，団体等との連絡調整に関すること。 (2) 県立特別支援学校，市町村立小中学校及び義務教育学校の教育の情報化に必要な調査の実施及び資料の収集に関すること。 (3) 県立特別支援学校の教育情報ネットワーク等の利用に関する</p>	
---	---	--	--	--	--

					こと。		
別表第 2 高校教育課の部 12 の項の次に次の 1 項を加える。							
13 教育 の情 報 化 の 推 進 に 関 する 事 務	(1) 県立高 等学校及 び県立中 学校の教 育の情 報 化に必要 なシステ ムの開発 方針を決 定するこ と。		(1) 県立高 等学校及 び県立中 学校の教 育の情 報 化に 関 する 総 合 調 整 に 関 する こ と。	(1) 県立高 等学校及 び県立中 学校の教 育の情 報 化に 関 する 関 係 機 関、 団 体 等 の 連 絡 調 整 に 関 する こ と。 (2) 県立高 等学校及 び県立中 学校の教 育の情 報 化に必要 な調査の 実施及び 資料の収 集に 関 する こ と。 (3) 県立高 等学校及 び県立中 学校の教 育情報 ネットワ ーク等 の 利 用 に 関 する こ と。			

附 則

この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。